



WIPO 北京条約の作成と我が国における実演家保護

昨年、関係者の長年の努力が実り、1961年のローマ条約のルールを50年ぶりに見直す「視聴覚的実演に関するWIPO北京条約」が作成された。同条約には、我が国における実演家保護の将来を見据える上で示唆的な内容が含まれている。いくつか例をあげよう。

第一に、北京条約12条1項は、「締約国は、国内法において、国内法に定められるところにより交わされた実演家と当該視聴覚的固定物の製作者間の契約に他の定めがない限り、一度実演家が自らの実演を視聴覚的固定物に固定することに同意した場合には、本条約第7条から第11条に規定する排他的許諾権は当該視聴覚的固定物の製作者が有し若しくは行使し又は当該製作者に移転するものとするを規定することができる」(文化庁参考訳による)とする。ここで注目されるのは「契約に他の定めがない限り」と銘記されており、実演家が製作者との契約によって二次利用についての権利を留保する余地が明確に認められていることである。

これに対し、我が国の著作権法上、北京条約12条1項に対応すると考えられる91条2項は、「前項の規定(録音権・録画権のこと—筆者注)は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物(音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。)に録音する場合を除き、適用しない」と規定している。この条文には、実演家と製作者との間の契約についての言及は見られない。いったん録音・録画に同意すると、文字通り権利はそこで役割を終え、以降の二次利用について実演家が権利を行使する余地は認められないかのようにも読める。

一方、実務上は、映画の二次利用について主演俳優などに追加報酬が支払われるなど、91条2項の規定にかかわらず契約によって実演家の権利が認められる例が存在する。北京条約は、改めて我々に、91条2項は任意規定にすぎず、今後の契約等による実演家への

利益還元工夫を妨げるものではないことを思い起こさせるものである。

第二に、北京条約12条2項は、「締約国は、自らの国内法の下で製作された視聴覚的固定物に関し、そうした同意や契約は、書面により、かつ契約の両当事者又は適正な代理人によって署名されることを要するものとすることができる」とする。

我が国のエンターテインメント分野では、改まって契約書を交わすことなく、関係者の信頼関係を頼りにビジネスが進められる傾向がまだ根強いとされる。北京条約の規定は、実演家の権利保護に関する一つの範を示すものと評価できよう。

慶應義塾大学教授

小泉直樹

Koizumi Naoki

● 巻頭メッセージ

WIPO北京条約の作成と我が国における実演家保護 …… 1

● 特集

2013年度SCAPR総会・京都にて開催 …… 2

SCAPR新議長ブラッド・キーナン氏インタビュー ～新生SCAPRの課題と展望～ …… 4

MOVEMENT …… 6

COLUMN/ESSAY …… 8

CPRA ニュース

V O L . 6 9

A U G . 2 0 1 3

C O N T E N T S

2013年度SCAPR総会・京都にて開催

去る5月14～17日の4日間、京都ホテルオークラを主会場として今年度のSCAPR（正式名称：Societies' Council for the Collective Management of Performers' Rights、日本語名称：実演家権利管理団体協議会）総会が開催され、芸団協CPRAからは、安部次郎運営委員、椎名和夫運営委員、見上雄平海外徴収分配委員、増山周事務局長、三田あけみ分配業務部長、阿部奈々子音楽課職員、川崎佑音楽課職員、小島京古海外業務課職員が参加した。

本誌でも既報のとおり日本では初めての本総会開催となり、アジアでの開催は2007年度のマレーシア・クアラルンプール大会以来6年ぶりであったが、欧米を中心とする世界29ヶ国46団体から総勢95名が参加し、連日白熱した議論が繰り広げられた。また芸団協CPRAもホスト国としてその大会運営に全面的に協力した。

分配業務部海外業務課
小島京古

SCAPR総会における議論



昨年度総会での理事改選によりブラッド・キーナン議長（カナダ・ACTRA）以下12名の理事による新体制で迎えたSCAPR総会は、事前に検討事項がまとめられ各会員団体に提示されるなど資料等の準備ならびに期間中の議事進行が非常にスムーズで、参加者も明らかにされている論点について十分な時間を利用して議論することができ非常に実り多いものであったという印象である。

まず冒頭にプレゼンテーションが行われた新規正会員候補団体についてはいずれもがその申請を承認され、新たにArtisti（カナダ）、AFM/SAG-AFTRA（アメリカ）^{*1}、PI（セルビア）、PPL（イギリス）、VOIS（ロシア）の5団体が正会員となった。これによ



会場となった京都ホテルオークラ

りSCAPR会員数は50団体となった。

（1）IPDAとVRDBとの統合に向けて2016年にSCAPRとの正式統合が決定しているIPDA（国際実演家データベース協会）およびVRDB（音楽映像作品データベース）の開発が予定より遅れていることについては各団体からの意見や質問が続出した。とりわけVRDBについては高い年会費を徴収しているにもかかわらず昨年度一年間でほとんど開発に進捗が見られなかったことが大きな問題となり議論は紛糾した。この点についてはすでにSCAPR理事会およびITカウンスルにおいても十分対応を検討しており、開発担当者の選定を含め、今後急ピッチでその開発を進めることが約束された。いずれも日本語入力に対応できていないデータベースであるため、芸団協CPRAは現在加入していない。しかし、今後は日本語入力が可能になるとの情報を得ていることから、その具体的な仕様や実際の権利処理にかかる利用形態を確認するとともに、芸団協CPRAの既存のデータベースとの整合性を検証するなど、今後いかに両者に参画していきけるかについての検討を開始することとした。

（2）地域開発協力に関する取り組み

開発協力ワーキンググループを中心とした活動としては、アフリカ、ラテンアメリカ、アジアの3地域に対してワークショップの開催などを中心に重点的に開発協力を行っていることが報告され、今後はアフリカにおいてはPRISK（ケニア）とCOSOMA（マラ

ウィ）を、ラテンアメリカについてはSUGAI（ウルグアイ）を、アジアについては中国とインドを中心に協力を継続することが決定した。ちなみに現在のところアジア地域からは、芸団協CPRAとFKMP（韓国）ならびにPRISM（マレーシア）の3団体しかSCAPRに加入していない。ところがそのPRISMに関しては使用料の徴収・分配業務がしっかり機能しておらず政府が他の権利管理団体を認可したという状況のもと、団体の存続自体が非常に厳しいという状況にある。芸団協CPRAとしても今後はマレーシア国内の動きと併せて、著作権法改正の行方が注目される中国、政府が権利管理に力を入れ始めているというベトナム、インドなどを中心にアジア諸国の動向を注視していきたいと考えている。



（3）双務契約履行状況

昨年度新設された双務契約コーディネータのポストには昨年12月付で専任職員が着任し、今年に入ってすぐに同コーディネータを中心にSCAPR加盟団体の契約締結状況ならびに実際の使用料のやりとり状況などのアンケート調査が行われ、本総会でその結果が公表された。調査対象となった49団体の

うち35団体がアンケート調査に回答したが、35団体間の合計契約数は423件と約70%に達しているものの、実際に使用料等のやりとりが行われているのは211件とわずか35%にとどまっていることが明らかとなった。これに関しては、該当するクレームがないために分配が行われないということももちろん理由の1つである。実際に芸団協CPRAも26団体を分配対象としているがそのうちの5団体からは「クレームの該当なし」との回答を得たため実際の使用料分配には至っていない。同様に22団体から分配対象とされているが8団体に対してはクレームの該当がないため分配を受けていない。しかしながらその一方で、先に述べたPRISMのように徴収分配の実務が機能していないために契約が履行できていない団体があるということも事実として報告された。SCAPR理事会はこうした団体に対して一刻も早く公正な徴収分配業務が可能となるよう、非常に厳しく事務の是正を勧告している。

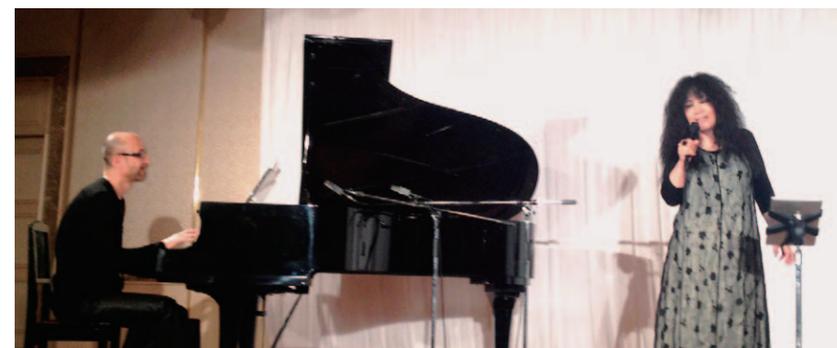
ホスト国としての芸団協CPRA

芸団協CPRAは、今回の総会ホスト国として期間中に14日夜の「歓迎レセプション」と16日夜の「夕食会」を主催した。いずれも同伴者を含め100名を超える参加者を迎え夜遅くまで大変な盛況ぶりであった。

初日夜に開催された歓迎レセプションには芸団協・野村萬会長が出席し歓迎の挨拶を述べた。そのスピーチの中で舞台の成果を花にたとえ、豊かな花を咲かせるためには諸々の種が必要だという世阿弥の言葉を引用し「芸団協



歓迎レセプションで挨拶する野村萬会長



歓迎レセプションで生演奏を披露（右より吉田氏、倉田氏）

CPRAにおける権利処理業務においても同様のことが言える。すなわち厳正で公平な業務を行うための規範こそが重要な種である」と述べた。このくだりに対しては会場で拍手喝采が起こったほか、レセプション後に複数の参加者から感動と称賛のコメントが寄せられた。またキーナン議長も総会のあらゆる場面でこの言葉を引用し、総会閉会の際にも「今回の総会で我々はいくつの種を蒔くことができたであろうか。来年の総会までに立派な花が咲かせられるようこれからも皆で力を合わせて実演家のために努力していこう」という言葉で締めくくったのが非常に印象的であった。



同様に歓迎レセプションにおいて披露された吉田美奈子、倉田信雄両氏による生演奏は参加者が思わず食事の手をとめて聴き入るほどで「素晴らしいパフォーマンスだ」など多くの称賛コメントが寄せられたほか、参加者の中には自身も実演家という方も多く「ぜひいつか共演させていただきたいアーティストだ」との熱いメッセージも寄せられた。

おわりに

日本へ来るのは初めてだという参加者の多くが爽快な五

月晴れの続く京都においてさまざまな日本文化に触れることができたという。また総会の前後を利用して、北海道、東北、東京、広島などまで足を伸ばした参加者も多い。彼らがたくさんの思い出とともに無事帰国の途に就いたとお礼のメールを受けたとき我々のホスト国としての役割がようやく終わったと実感することができたように思う。

約半年に及ぶ事前準備から4日間にわたる総会期間中、ホテルオークラをはじめとする関係各位のご協力のもと無事に全日程を滞りなく終えられたことに心から感謝する次第である。

なお、来年度の総会は、5月14日からオランダ・アムステルダムにてNORMAとSENAがホストとなり開催されることが決定した。現地で咲き誇っているであろうチューリップに負けないよう芸団協CPRA職員一同、今後もより一層職務に邁進してまいりたい。

*1：従前AFM/AFTRAはSCAPR会員であったが、同団体と合併したSAGが正会員加入を希望していたため今回あらためて審査されることとなり了承された。今後のSCAPR内での取り扱いはAFM/SAG-AFTRAで1団体となる。



野村会長と
キーナン議長

SCAPR新議長 ブラッド・キーナン氏インタビュー ～新生SCAPRの課題と展望～

CPRAnews vol.67でお伝えしたとおり、SCAPRは昨年大きな変革期を迎えた。新議長にカナダのブラッド・キーナン氏が選出されるとともにEU加盟国以外の理事が加わり、設立以来続いていたEU加盟国による理事会運営に新しい風が吹き込まれた。京都で開催された2013年度SCAPR総会参加のため来日したブラッド・キーナン新議長に、新生SCAPRの課題と展望についてお話を伺った。

企画部広報課
榎野睦子



報酬等の相互送金の増加

SCAPRは、実演家とその経済的権利から生じる報酬等をきちんと受け取ることができるよう、実演家著作隣接権の集中管理団体間の連携強化を目的として設立された。しかしながら、これ



Brad Keenan
(ブラッド・キーナン)

1965年カナダ・トロント市生まれ。レスター・B・ピアソン大学卒業後、ソニーBMGミュージック社でライセンス業務を担当。2000年に、サウンドミュージックライセンスング社社長代理に就任。2006年から現在に至るまでカナダの実演家著作隣接権集中管理団体、ACTRA理事を務めている。昨年よりSCAPR議長。

までSCAPRメンバー間で結ばれる双務契約は、相互に送金されない方式のものが多かった。

本来、双務契約は、契約相手国の団体の委任者が受け取る権利を有する報酬等についても自国内で徴収を行い公正に分配することを目的に締結されるものである。非相互送金型の双務契約が多かった背景には、実演家への報酬等は全体の利益となるように使われるべきであって、個々の実演家に支払われるべきではないとの主張が国際的にも根強かったことが一つの要因だと思われる。そもそも、1961年に採択された著作隣接権に係る最初の条約、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」が作成された契機も、商業用レコードが放送で使用されることによって、実演家の生の演奏機会が失われていることへの補填という意味合いが強かったためとも言われている。

近年、実演家の権利意識が高まるとともに、技術の進展により実演家への個別分配が可能になるにつれ、SCAPRメンバー間での相互送金を望む声が強くなった。2006年、SCAPR加盟国は「新SCAPR」構築で合意し、国境を越えた送金の増加を目指すこととなった。ワーキンググループが設置され、海外の実演家への支払いについて、より厳格な義務規定が新たに定められた。さらに全ての非相互送金型の双務協定は、3年を期限として、相互送金型の協定へ変更することとなった。この点について、キーナン氏は「メンバー間で一つの協定である方が、効果的かつ効率的である」と評価する。協定が一つとなることで、相互に送金する能力のないメンバーの脱退なども懸念されるが、この点については当該団体の努力に期待するしかなく、やむを得ないとしている。

データベースの統合、開発

双務協定相手先から国境を越えて送金された報酬等を委任者に正確に分配するには、どの楽曲がどれだけ使用されたか、という情報が必要となる。そのため、それぞれの団体が持っている実演家や作品の情報を統一するデータベースの構築が国際的に進められてきた。

実演家情報の一本化を図るIPDA (International Performers' Database Association, 国際実演家データベース協会) は、1997年に創設された。当時SCAPRが正式に設立されていなかった

ことから、IPDAは独立した法人として設置された。

一方、作品情報の一本化を図るVRDB (Virtual Recording Database, 音楽映像作品データベース) は、北欧のSCAPRメンバーが2002年に創設した。VRDBは、北欧の集中管理団体間の双務協定の機能を高めるために開発され、当初SCAPR内のコンセンサスを得たものではなかったが、その後北欧以外のメンバーも参加するようになった。これらのデータベースはSCAPR理事国を中心に開発されてきたが、なかなか作業が進まない膠着状態に陥っていた。

そこで、昨年の総会でこの二つのデータベースの管理母体をSCAPRに正式に統合することが決定された。この決定について、キーナン氏は、「SCAPR、IPDA、VRDBそれぞれに理事会があるよりもSCAPRの理事会一つの方が、組織運営及びデータベースの開発をより効率的に行える点が一番の効果だと思う」と評価する。また、この統合に伴う障害についても「幸いなことに、このような統合で通常起こりうる管理面での問題以上の障害はないし、その点も大きく改善されている」と胸を張る。また、「国境を越えた送金を効果的かつ効率的にする必要があるため、IPDA及びVRDBをフル稼働させなくてはならない」とこれらのデータベースが担うべき役割の重要性についても語った。

欧米以外の地域での集中管理団体の育成

1988年SCAPR創設当時の参加団体がヨーロッパの9団体のみであったことからわかるように、SCAPRメンバーは欧米が中心で、アジア、アフリカ、アラブ及びラテンアメリカの団体が極めて少ない。この点についてキーナン氏は、「SCAPRメンバーが非常に少ないまたは全くいない地域からの加盟を増やすことは非常に重要である。世界中から集中管理団体が集まり話し合うことで、我々の連携はより強固に



野村会長(左)と

なる。創設間もない集中管理団体の支援を担当するワーキンググループも設けている」という。特にアジア地域での集中管理団体の整備について、キーナン氏は芸団協CPRAに期待を寄せている。「今回の来日では、芸団協CPRAと、アジアにおける実演家の権利に係る活動を改善することについて話し合い、さらに関係を強めることができた。アジアにおける全ての実演家に最も良いことをするために何ができるか、今後SCAPR理事会と芸団協CPRAとの間で話し合いを続けていきたい」。

今後の発展に向けて

スマートフォンやiPadをはじめとするデジタルデバイスが普及したことで、音楽や映像配信の形態が多様化し、コンテンツの価格が低下するなど実演家を取り巻く状況は依然として厳しい。キーナン氏は、「単に同じコンテンツが利用できる新たな流通チャンネルができたというだけで実演家の権利が弱められるわけにはいかない。SCAPRは、世界中でのこのような進展に対し注視し続ける必要がある」とSCAPRが果たす役割を強調する。

今後の課題として、「CISAC、IFPI、WIPOといった国際機関や組織との間に架け橋を作る必要がある。SCAPRは娯楽産業という国際的環境の中だけにいては有効に機能しない」と他の国際機関との連携の重要性を語るとともに、「SCAPRがその目的を達する上で、会員の増加と発展途上の集中管理団体の支援を進めることがもっとも大事だ」とした。

SCAPRメンバー一覧

国名	団体名
アイスランド	SFH
アイルランド	RAAP
アメリカ	AARC
	AFM-SAG/AFTRA
	SoundExchange
イギリス	BECS
	BMU
	PPL
イタリア	NuovoIMAIE
ウクライナ	OBERIH
エストニア	EEL
オーストリア	LSG
オランダ	SENA
	NORMA
カナダ	ACTRA
	Artisti
韓国	FKMP
ギリシャ	APOLLON
クロアチア	HUZIP
スイス	SWISSPERFORM
スウェーデン	SAMI
スペイン	AIE
	AISGE
スロヴァキア	SLOVGRAM
スロヴェニア	ZAVOD AIPA
	ZAVOD IPF
セルビア	PI
チェコ	INTEGRAM
チリ	CHILEACTORES
デンマーク	Gramex DK
	FILMEX
ドイツ	GVL
トルコ	MUYORBIR
日本	芸団協CPRA
ノルウェー	GRAMO
ハンガリー	EJI
フィンランド	Gramex FI
ブラジル	ABRAMUS
	UBC
フランス	ADAMI
	SPEDIDAM
ポーランド	SAWP
	STOART
ポルトガル	GDA
マレーシア	PRISM
メキシコ	ANDI
ラトビア	LAIPA
リトアニア	AGATA
ルーマニア	CREDIDAM
ロシア	VOIS

「全国劇場・音楽堂等連携フォーラム2013」を開催

7月1、2日の両日、東京芸術劇場の会議室で「全国劇場・音楽堂等連携フォーラム2013」を開催した。芸団協が長年にわたり求めてきた〈劇場法〉整備の運動の成果として、昨年6月に「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」(以下「劇場活性化法」)が成立・施行され、同法に基づく指針が3月末に示された。劇場活性化法は、実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方では多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない、文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていないという課題を解決していくために定められ、劇場等と実演芸術団体との連携・協力を求めている。今回のフォーラムは、同法の意図するところを具体化していくために、関係者間の交流を進め多様な連携関係が構築されていくことを目的に、芸団協が文化庁及び東京芸術劇場との共催で開催したもので、北は北海道から南は九州・宮崎県まで、全国各地から劇場と実演芸術団体関係者、約170名が参加した。

1日目は、まず全体会で野村萬会長が主催者挨拶をし、2001年に文化芸術振興基本法が成立してから、ようやく個別法である劇場活性化法が昨年成立したことに触れ、全国の実演芸術の活性化に向けて連携が進んでいくことを願ってフォーラムを開催することを宣言した。次いで文化庁の舟橋徹芸術文化課長から共催者としての挨拶があつ

た後、北風幸一文化活動支援室長から指針の考え方や劇場音楽堂等活性化事業について説明があり、今回紹介される事例を参考に独自の連携の仕方を模索していった欲しいとの希望が述べられた。その後、「共同制作」「巡回公演」「本拠地提携」の3つの分科会に分かれ、それぞれ下表にある劇場が事例を紹介し、討議を行った。

分科会のあとの交流会は、将来連携相手となりそうな人と知り合っておこうという積極的な参加者の熱気で包まれ、名刺交換、意見交換が盛んに行われた。



2日目は、分科会での意見交換を踏まえ、今後どのように連携協力を進めていったらよいか、具体的な課題や今後の展望をテーマに全体会で討議された。分科会からは分野あるいは組織によって状況も課題も異なることが報告されたが、工夫次第でネットワーク化は可能であり、根気よく関係を構築していくことが必要ということも異口同



音に発言された。文化庁の川端和明文化部長からは、劇場活性化法を精神を活かして、ここからマインドリセットするつもりで取り組んで欲しいという期待が述べられるとともに、劇場活性化事業を核に来年度の文化予算増額に取り組むという決意表明もあった。来年度、支援事業に採択されるためにどうすべきかという近視眼的視点ではなく、中長期的な視点を持つての交流が必要との発言も繰り返された。今後もこのような機会を設けて劇場と芸術団体の関係者がお互いに顔の見える関係を広げていく必要があるという点では、参加者の意見が一致していた。2回目以降のフォーラムへの期待も高まったところで、田澤祐一常務理事の挨拶によって閉会した。全国各地で実演芸術に触れる機会が拡充していくように、今後も芸団協が寄与すべき役割に対する関係者からの期待を実感したフォーラムだった。

(企画部政策推進室長 米屋尚子)

分科会名	発表団体	事例内容
①共同制作について	北九州芸術劇場／神奈川県民ホール／びわ湖ホール／二期会／とよはし芸術劇場／世田谷パブリックシアター／神奈川芸術劇場／東京芸術劇場／五都市共同制作オペラ／ゴーチブラザーズ／兵庫芸術文化センター	オペラ共同制作／演劇「父よ!」／五都市共同制作「カルメン」
②巡回公演について	C-WAVE (門川ふるさと文化財団)／シアターネットかんげき／日本舞台芸術振興会／落語芸術協会／三重県立総合文化センター	地域館ネットワーク／作品ごとの巡回公演・こどものためのバレエ巡回公演／落語会巡回公演
③本拠地提携について	新潟市芸術文化振興財団／日本オーケストラ連盟／すみだトリフォニーホール／可見市文化創造センター／文学座／AMATI	オーケストラ提携事例／演劇提携事例

音楽議員連盟総会開催 ～文化芸術振興議員連盟に改称～

去る5月9日、参議院議員会館において、超党派の国会議員で構成される音楽議員連盟の総会が開かれ、名称を文化芸術振興議員連盟(略称:文化芸術議連)に変更することを含む規約改正が承認された。



音楽議員連盟は1977年に発足し、音楽のみならず、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能など、文化芸術全体にかかわる課題に取り組んでおり、著作権制度の整備や文化芸術振興基本法の成立に大きく寄与するなど、国の文化政策の充実において重要な役割を果たしてきた。今回、規約第2条を改めることで、実演芸術、映画、美術等の広い範囲の文化芸術の課題を対象としていることを明確にした。

総会では、2013年度の活動計画として、次の3項目が承認された。

1. 2014年度文化庁予算の大幅増額をめざす。
2. シンポジウム「文化省の創設を考える(仮題)」を10月30日に開催する。
3. 映画・映像問題研究会を秋に設置し、研究を進める。デジタル化、グローバル化した社会のなかで、映画・映像の権利のあり方及び懸案の著作権・隣接権課題を検討する。

また、常任幹事の新設を含む新役員人事についても承認された。

河村建夫新会長は「日本は、これまで宇宙開発や先端科学など、科学立国には力を入れ経済大国としてがんばってきたが、文化立国の考え方も重要。文化省の創設を視野にいれ、推進フォーラムのみならずとも歩調を合わせて文化立国の姿を高めたのでよろしくお祈りします」と就任の挨拶をした。総会に参加した40名余の文化芸術推進フォーラム関係者から



は、野村萬議長が「世阿弥は“時々の初心忘るべからず”と言っているが、音楽議員連盟35年の初心を忘れることなく益々の発展を」と祝意を述べたほか、文化芸術振興議員連盟に期待する発言が相次ぎ、歴史ある音楽議員連盟の新たなスタートに立ち会った。

「新宿区とっておき 街角スポットライブ」を開催

芸団協は、平成24年度より新宿区協同事業として、駅やビルのひろば、公園など公共的空間を文化芸術の発表の場として活用していくため、アンケートや現地調査を経て、街角スポットライブを行っている。

平成24年度は、11月に新宿三井ビルロビーで津軽三味線のランチタイムコンサート、12月に新宿フラッグスビル1F エントランス(新宿駅東南口)でゴスペルとヴォーカルトリオのクリスマスライブ、2月に新宿アイランドタワーB1パティオ広場でヴォーカル&ギターのランチタイムアコースティックライブ、3月に白銀公園(神楽坂エリア)でダンスワークショップを開催。それぞれ場所の特性にあわせたプログラムで、街角の通りすがりに素敵な音楽がきこえてきたり、公園に遊びに行ったら、みんなで身体を思いっきり動かす機会があったり。商店会や町会など地域の皆様との連携のもと、今後も文化芸術の輪を広げていく。

平成25年度は、5月13日に新宿駅京王電鉄西口ひろばでフルートのライブを行い、アンケートでは、「街角の喧騒から、偶然こうして癒される音楽に出会えてよかった」という声をたくさんいただいた。今後は、10月12日に神楽坂赤城神社で箏曲の演奏、10月26日に東京オペラシティのひろばでのジャズライブなどを予定している。その他、詳細は随時ウェブサイトに掲載しますのでご覧下さい(<http://www.geidankyo.or.jp/shinjuku-machikadospot/>)。



芸団協に寄付くださった個人の方は、 税額控除が受けられるようになりました。

芸団協は4月18日付で内閣府より税額控除に係る要件を満たしたとして、証明書を交付されました。

これにより以後5年間は、芸団協に寄付してくださった個人の方は、所得控除か、税額控除のいずれかを選択し、税制優遇を受けられるようになりました。

寄付に関する詳細は、下記へお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

芸団協企画部 担当: 米屋
【問合せ】 tel:03-5353-6600 fax:03-5353-6614
Eメール: kifu@geidankyo.or.jp

二次使用料等交渉の進捗状況に係る報告

①NHKとレコード放送等使用料について合意

NHKと、平成23・24年度の商業用レコードの放送等使用料について合意に至った。協議は、いわゆる放送二次使用料だけではなく、NHKが平成23年度から開始した「らじる☆らじる（ラジオ放送3波のインターネットによる無料同時配信サービス）」の取り扱いを中心に継続的に行った。協議の結果、「らじる☆らじる」のレコード使用料について、従来の二次使用料等契約に包括的に契約することになった。各年度の使用料について、収入比率および金額とも、前年度比増とするものである。

引き続き、平成25年度以降の使用料協議を行う予定である。

②ケーブルテレビ連盟と平成30年度までのレコード使用料について合意

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）と、商業用レコードの有線テレビジョン放送（CATV）使用料について合意した。期間は、平成21年度から平成30年度までである。

JCTAとは、平成21年度より長期に亘り継続協議してきた。その結果、事業規模による格差をつけ、総じて使用料が段階的に上昇する取決めを行った。また使用料算定方法についても、芸団協CPRAおよびCATV局ともに従来よりも簡便な仕組みを採用することになった。

今後、JCTA会員・非会員にかかわらず、策定した規程に基づく使用料請求を開始する。また、平成20年度までの使用料未払のCATV局もあるため、JCTAとも協力し早期回収を行う。

③コミュニティFM関連

一般社団法人日本コミュニティ放送協会（JCBA）の第11期定期総会が、東日本大震災の復興支援を目的として仙台で開催された。全国でコミュニティFMは276社運営され、このうちJCBAには209社が加盟するという。コミュニティFMは毎年開設が続いており、平成23年中の開局は8社だったが、平成25年は6月末時点で10社開局と早いペースで増加している。

コミュニティFMは、緊急時に備える使命を担って地域向け放送を行っている。このことは、今回の震災における貴重な情報の発信源として、各メディアにクローズアップされている。また、JCBA会員は、自治体が開設した臨時災害放送局に対し、設備や運営面の協力を行っている事例がある。なお、芸団協CPRAは被災した局に対し、一定の使用料減免措置を行うなど、支援の一助となるよう協力している。

一方コミュニティFMは、音楽チャンネルとして商業用レコードを多く使用する側面もある。その権利処理について、芸団協CPRAはJCBAと統一的なルールを取決めている。JCBA会員・非会員にかかわらず、コミュニティFMは収入に応じたレコード使用料を支払えばよい。しかし、使用料支払いを逃れようとする法令遵守精神の欠けた社が放送事業を行うこともある。悪質な社に対しては、監督官庁である総務省と連携を行うなど、是正処置を講じる予定である。

（徴収業務部契約課 野村光隆）

安部次郎

CPRA運営委員、日本音楽制作者連盟顧問

僕がSCAPRの存在を知ったのはもう20年以上も前だ。当時、音楽制作者連盟に勤務していて、ヨーロッパの著作権隣接権の管理団体の実態を調査する為に、何か国か訪問した時だったと記憶している。芸団協もまだ実演家著作権隣接権センターという組織もなく、いわゆる世界的にもまだ団体分配が主流の頃である。海外の管理団体とはB協定でお互いに分配金を送金することは皆無だったと記憶している。そんな時代にSCAPRは各国の情報を共有して権利者への分配を促進する為に生まれた。

そのSCAPRの総会が初めて京都で開かれた。なにはともかく、素晴らしい天気恵まれたことに感謝！！総会参加者も、会議は勿論、観光、食事、ホスピタリティ、ウエルカムパーティーでの吉田美奈子さんのパフォーマンス等々、大いに満足していただけたようだ。

総会の期間中にも、皆さん話しかけてくる。金閣寺、銀閣寺、二条城、御所、祇園、芸妓と舞妓、欧米の人にはとても印象的に映るようだ。今更ながら、京の都は、日本人のプレゼンスを押し上げてくれる。開催側としてはとても「心地よい」のである。本当に貴重な街だ。日本の文化のど真ん中なのだ。

ということで、私もカンファレンスの合間を見て街を適当にぶらぶらした後、京都の甘味処「健善良房」に寄ってみた。ここはくずきりが売りだそう。店内を見るといかにも上品そうな女性が皆これを食べている。氷のはいった器にくずきりが入っていてそれを黒蜜につけて、蕎麦のように食べるのだ！！さっそく注文して食べてみた。勿論美味しいのだが、それ以上に何か上品である。きっと同じようなものは東京にもあるのだろうが、京都でなければだめなのだ。

同行していたM氏は、昔京都に彼女がいたそう。その時に良くここに連れてこられたとの事だ。彼曰く、こんな場所に連れてこられると、それだけで彼女のプレゼンスが上がったそう。なるほど、これも文化の力なのか！世の中、経済力、政治力、軍事力、いろいろあるが、改めて文化力を感じた、カルチャーファースト「京都」SCAPR総会でした。

新広報誌「じ（SANZUI）」創刊！



芸団協CPRAでは、もっと実演芸術の素晴らしさ、楽しさを幅広い世代に知って欲しい、生のステージを観に行きたくて欲しいという思いで、新広報誌「じ（SANZUI）」を発行した。

新広報誌のタイトル「じ（SANZUI）」とは「演ずる」の偏である「じ」で、水の流れを象形化したもの。水が人々の身体の中に深く浸透し、潤し、生命を育むように、実演芸術もあらゆる人たちの生命を育み、生きる喜びと感動を共有し、明るい未来を創ることができると信じて、命名した。

「じ（SANZUI）」創刊号は、芸団協CPRAウェブサイト（<http://www.cpra.jp/sanzui/>）で閲覧可能なほか、劇場、書店、博物館等でも無料配布している。配布先はウェブサイトでご確認下さい。

（徴収業務部契約課 野村光隆）



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、文化を大切にする社会の実現を求め活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>

CPRA NEWS VOL.69 通巻69号 2013年8月1日発行

発行／実演家著作権隣接権センター 編集／CPRA法制広報委員会 デザイン／株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作権隣接権センター（CPRA）

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F

TEL. 03-5353-6600（代表） FAX. 03-5353-6614

<http://www.cpra.jp>

